

給与支払報告書の作成・提出について



市民税・県民税に関して平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

次のことにご注意のうえ、令和8年2月2日までに給与支払報告書のご提出をお願いいたします。

I 給与支払報告書の提出に際しての注意点について

◆本市からの送付物

●給与支払報告書（総括表）

※普通徴収切替理由書（兼仕切紙）は給与支払報告書（総括表）の裏面に印字されています。中央のミシン線に沿って切り離してご使用ください。

※給与支払報告書（個人別明細書）については、年末調整関係書類として所轄税務署が配布することになります。所轄税務署や本市に設置されているものをお求めになるか、本市のホームページ等にある様式をご使用ください。

◆提出期限

●令和8年2月2日 （※提出期限にかかわらず、早期提出にご協力をお願いします。）

◆提出範囲

●令和8年1月1日現在、本市在住の令和7年中に給与を支払った従業員（パート、アルバイト、専従者含む）

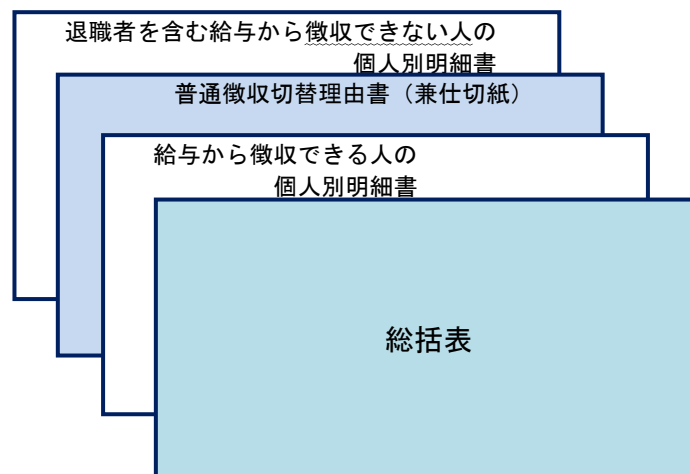
令和7年の途中で退職した人の分も提出してください。

※退職した人への令和7年中の給与支払額が30万円以下の場合は、提出をしないこともできますが、公平・適正課税の観点から提出にご協力ください。（課税の証明書が発行できない等、従業員に影響がでてしまいます。）

◆提出方法

●紙による提出（**スキャンするためホチキスは使用しないでください。**）

下記の順番でまとめ、郵送又は窓口にて提出してください。



●データによる提出

令和3年1月1日以後の提出分から、基準年（前々年）に税務署に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」が100枚以上であった場合には、各自治体へ提出する「給与支払報告書（個人別明細書）」についても同様にeLTAX（電子申告）又は光ディスク等による提出が義務づけられています。

- ・eLTAXにより提出する場合

詳しくは、地方税共同機構のホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



- ・光ディスク等（CD、DVD等）により提出する場合

データ件数の把握のため、総括表も併せて提出してください。

II 総括表・普通徴収切替理由書について

総括表は、個人別明細書を「従業員の住んでいる市区町村ごとに分けること」、「提出する人数の確認をすること」、「事業所等の所在地等の変更を知らせること」を目的としています。

◆記入方法

⑧給与支払報告書(総括表)		123456												
(あて先) 高岡市長		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
①	給与支払者の法人番号または個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
②	フリガナ ②事業所名 (氏名)	マンヨウコウギョウカブシキガイシャ												
③	③所在地 (住所)	高岡市伏木古国府17番1号												
④	④代表者 氏名	大伴家持												
⑤	⑤連絡者の氏名 及び電話番号	大伴旅人 0766-20-1234												
⑥	⑥関与税理士等の 氏名及び電話番号													
⑦	⑦事業種目	金属製品製造業												
⑧	⑧受給者 総人員	50												
⑨	⑨特別徴収 (退職者)	10												
⑩	⑩普通徴収 (退職者を除く)	2												
⑪	⑪普通徴収 (退職者を除く)	4												
⑫	⑫報告人員 の合計	16												
⑬	所轄税務署名	高岡												
⑭	給与の支払方法 及びその期日	月給月末払い												
⑮	⑮納入書の送付	必要・不要												

高岡市提出用 普通徴収切替理由書(兼仕切紙)	
指定番号	給与支払者の名称
123456	万葉工業株式会社

普通徴収として提出する給与受給者の人数と理由は以下のとおりです。		
符号	普通徴収切替理由	人数
普 A	常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払いをする事業者 家事使用人:ベビーシッター、家政婦等 ※専従者は家事使用人とは異なります。	
普 B	他の事業所で、特別徴収を行っている方 ※乙欄であっても他の事業所で特別徴収されていなければ該当しません。	
普 C	給与が少額で、特別徴収の引き去りができない方	1
普 D	給与の支払いが不定期である方 ※休職者、育児休業者もこれに該当します。	3
普 E	退職又は退職予定の方(令和7年5月31日時点)	2
普通徴収合計人数(「給与支払報告書(総括表)」⑪+⑫の人数と一致します)		6

- ① 給与支払者の法人番号 13 桁、個人番号は右詰め 12 桁で記入してください。
- ② 個人事業主の場合はフルネーム(屋号)を記入してください。
- ③ 給与支払者が法人の場合、代表者氏名を記入してください。
- ④ 問い合わせに対応できる担当者氏名及び連絡先を記入してください。
- ⑤ 給与支払報告書の作成を税理士等に依頼している場合はその氏名及び連絡先を記入してください。
- ⑥ 令和8年1月1日現在、給与受給者の全体数(高岡市以外も含めた)を記入してください。
- ⑦ 報告人員と個人別明細書の枚数は一致します。
令和8年1月1日現在、高岡市在住で令和7年中に給与を支払った人について、市民税・県民税を給与から徴収できる人とできない人を分けて記入してください。給与から徴収できない人がいる場合は、必ず「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」を記入してください。
- ⑧ 指定番号と給与支払者の名称を記入してください。
- ⑨ ⑦の「⑪普通徴収(退職者)、⑫普通徴収(退職者を除く)」の2つの欄に記入した普通徴収対象者の人員について、普通徴収切替理由ごとの内訳を記入してください。また、普通徴収合計人数が、⑦の「⑪普通徴収(退職者)、⑫普通徴収(退職者を除く)」の2つの欄に記入した人数の合計と一致しているか確認してください。

Ⅲ 個人別明細書について

◆記入方法

詳細につきましては国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。

8 給与支払報告書（個人別明細書）

※											※種 別											※整理番号											※																																																								
支払を受ける者	住所 富山県高岡市古城1番1号										(受給者番号) 001562 (個人番号) 4 5 6 5 4 5 6 5 4 5 6 4 (役職名) 氏名 (フリガナ) マエダ トシナガ 前田 利長																																																																														
	種 別 支 払 金 額										給与所得控除後の金額										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																										
	給与・賞与 5,402,911										3,880,000										1,934,859										99,200																																																										
	(源泉) 控除対象配偶者の有無等 老人 控除の額 380,000										控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く) 16歳未満 障害者の数 (本人を除く) 非居住者 特別 扶養親 特 別 其 他 者 である																																																																														
特定親族特別控除										社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																	
779,361										95,498																																																																															
(摘要)																																																																																									
普D（育休予定） 前職：（株）富山、富山市本丸1-62、支給額1,300,000、社保200,000、源泉30,000、R7.3.31退職																																																																																									
住宅借入金等特別控除の額										新生命保険料の金額 67,169										旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額 18,705										新個人年金保険料の金額 144,000										旧個人年金保険料の金額																																							
住宅借入金等特別控除適用数										居住開始年月日 (1回目)										住宅借入金等特別控除区分 (1回目)										住宅借入金等年末残高 (1回目)																																																											
住宅借入金等特別控除可能額										居住開始年月日 (2回目)										住宅借入金等特別控除区分 (2回目)										住宅借入金等年末残高 (2回目)																																																											
(源泉・特別) 控除対象配偶者										(フリガナ) マエダ エイヒメ 氏名 前田 永姫 個人番号 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2										配偶者の合計所得 0										国民年金保険料等の金額										旧長期損害保険料の金額																																																	
控除対象扶養親族等										1 (フリガナ) マエダ マンヒメ 氏名 前田 満姫 個人番号 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3										16歳未満の扶養親族										5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																																											
2 (フリガナ)										2 氏名										2 氏名										2 氏名																																																											
3 (フリガナ)										3 氏名										3 氏名										3 氏名																																																											
4 (フリガナ)										4 氏名										4 氏名										4 氏名																																																											
未成者										外国人										死因										災害										乙欄										本人が障害者										その他										親と生										勤労学									
就 職										退 職										年 月 日										元 号										年 月 日																																																	
○										7 3 31										平成										2 7 26																																																											
支 払 者										個人番号又は法人番号 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2										(右詰で記載してください。)																																																																					
住所(居所)又は所在地										高岡市古城1番1号																																																																															
氏名又は名称										(株) 高岡																				(電話) 0766-22-2222																																																											

◆注意事項

次の記入が漏れている場合、電話確認させていただいたり再提出をお願いしたりすることがあります。

① 摘要欄

- 普通徴収の場合、該当する符号「普A～E」を記入してください。摘要欄に符号の記入がない場合、又は普通徴収切替理由に該当する理由がない場合、原則、特別徴収とさせていただきます。
- 前職分を合算した場合は、退職日、給与等の支払者名、所在地、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記入してください。（記入がないと前職分が二重計上されます。）
- 年末調整時、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」の欄に記入がある場合は、（退）に続けてその内容（氏名、生年月日等）を記入し、個人番号は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入してください。

② 「生命保険料の金額の内訳」

旧保険料（平成23年12月31日以前に契約したもの）と新保険料（平成24年1月1日以後に契約したもの）とで計算が異なります。記入がないと市民税・県民税の税額計算ができません。

③ （源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族等及び16歳未満の扶養親族の「氏名、フリガナ、個人番号」を必ず記入してください。

Ⅳ 市民税・県民税の特別徴収について

◆特別徴収の完全実施

富山県内の全ての市町村は、平成29年度から市民税・県民税の特別徴収が完全実施となりました。原則としてすべての事業者が特別徴収義務者に指定されます。市民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）の方が、市民税・県民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税を引き去りし、従業員の住所地の各市町村に納入していただく制度です。納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、県内全ての市町村で特別徴収の実施を徹底しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆特別徴収の対象となる方

原則としてパート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。
ただし、次の理由（普A～普E）に該当する場合は、普通徴収（従業員が自分で納付する方法）とすることができます。

普A 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払いをする事業者

家事使用人：ベビーシッター、家政婦等 ※専従者は家事使用人とは異なります。

普B 他の事業所で、特別徴収を行っている方

※乙欄であっても他の事業所で特別徴収されていなければ該当しません。

普C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方

普D 給与の支払が不定期である方

※休職者、育児休業者もこれに該当します

普E 退職又は退職予定の方（令和7年5月31日時点）

これらの理由に該当し、普通徴収を希望する場合は、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」と「該当する符号（普A～普E）を摘要欄に記入した個人別明細書」をあわせてご提出ください。詳しい記入方法は、2ページ「Ⅱ 総括表・普通徴収切替理由書について」、3ページ「Ⅲ 個人別明細書について」を参考にしてください。

eLTAXにより給与支払報告書を提出する場合は、「普通徴収」欄をチェックしてください。なお、CSVファイル形式のデータを作成し給与支払報告書を提出する場合は、「普通徴収」の項目に「1」を記録してください。また、紙による提出と同様に、摘要欄に該当する符号を必ず入力してください。

※摘要欄に符号の入力がない場合は、「普通徴収」欄にチェックしてあっても、特別徴収とさせていただきます。

◆特別徴収の流れ



◆納期の特例

特別徴収税額は、通常年12回納入していただくこととなりますが、給与の支給のある従業員が常時10人未満（他市町村も含む人数）の特別徴収義務者は、年2回に分けて納入する「納期の特例」を利用することができます。6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに納入することになります。この制度を利用するには、事前の申請が必要です。

制度の詳しい内容や申請方法などについては、市民税課個人市民税第二係（☎0766-20-1261）へお問い合わせください。